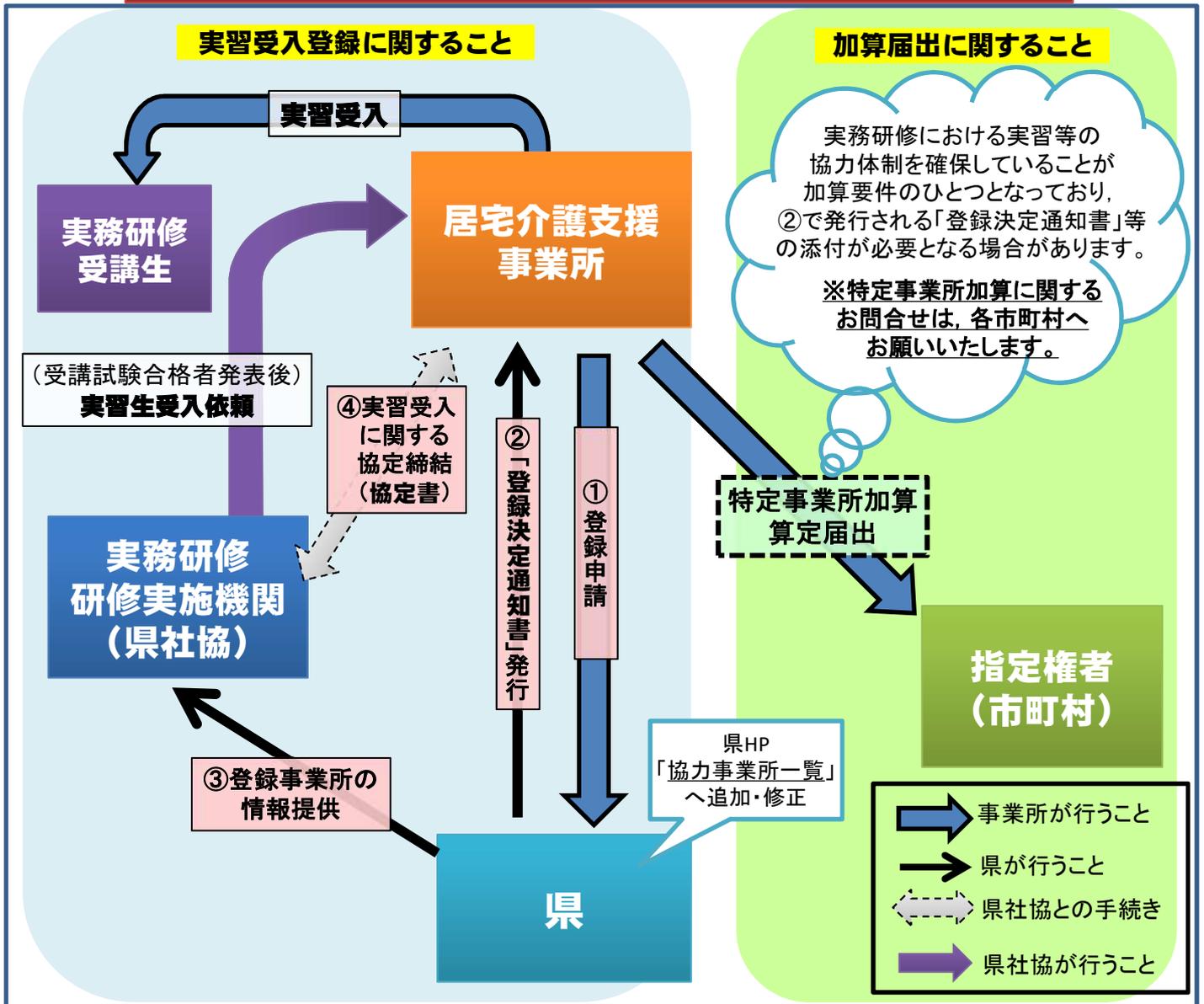


実習受入協力事業所としての登録について

実習受入協力事業所登録に係る体制イメージ図



実習受入事業所登録の流れ

- ① 実習受入協力事業所として、登録を希望する居宅介護支援事業所は、県宛てに協力事業所の登録申請(電子申請)
- ② 県は申請のあった事業所を協力事業所として決定後、登録決定通知書を発行
- ③ 登録決定した事業所の情報を、研修実施機関(県社会福祉協議会)へ情報提供
- ④ 研修実施機関(県社会福祉協議会)と実習受入に係る協定締結(協定書) ※新規事業所のみ

- 上記①～④で、登録手続きは完了です。
(登録が完了しているかは、県ホームページに掲載予定の「協力事業所一覧」にてご確認ください。)
 - 介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表後、県社会福祉協議会から実習生の受入依頼がありましたら、原則として、実習生の受入れを承諾していただく必要があります。
- ※正当な理由なく、実習生の受入れを拒否することはできません。

電子申請の手順

1 県ホームページから電子申請ページへのアクセス方法

情報を探す



鹿児島県電子申請共同運営システム (e(イー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。



③「鹿児島県」をクリック!

鹿児島県電子申請共同 (e(イー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙の

手続き・申請

- 許認可届出 (様式提供)
- 資格・検定・試験案内
- 設置
- **電子申請**
- パスポート
- 県税の電子申告 ()

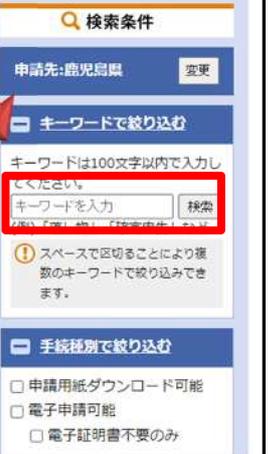
②「電子申請」をクリック!

電子申請システム

電子申請システムは、県民や企業の方々が、インターネット上で郵便や窓口で提出していた県に対する各種申請などを、インターネットを利用して、自宅や職場からいつでも行えるようにしたものです。(ただし、申請停止期間は除きます。)

- 電子申請システムを利用される場合は、**電子申請システムポータルサイト (外部サイトへリンク)** から御利用ください。
- 申請にあたっては、利用情報の登録が必要となります。
- 操作方法で不明な点は、以下の連絡先へお問合せください。
- 電子申請システムヘルプデスク連絡先：0120-470-570 (平日9時から17時まで)

④キーワード「介護支援専門員」で検索



「2 電子申請の方法」へ

2 電子申請の方法



電子申請(入力)

(1) 申請日

(2) 申請者氏名 (全角200文字まで)

(3) 申請区分

(4) 事業所番号 (100文字まで)

⑤令和7年度の登録フォームを選択

⑥必要項目を入力し、「確認」をクリック

受付確認メールに申請内容を記載する

送信

⑦登録内容に間違いがなければ「送信」をクリック

- ・設問に従って必要項目を入力してください。
- ・入力後、『確認』ボタンを押してください。

※新型コロナウイルス感染症の緊急版ページが表示された場合、通常版トップページをクリックください。